

新型コロナウイルス感染症禍における 外国人雇用対策の状況について

外国人雇用の課題と対策

- 外国人労働者数・外国人雇用事業所数は過去最高を記録し続けているが^(※)、外国人労働者は、日本の雇用慣行等に関する知識の不足や、言語や文化等の相違を踏まえた雇用管理の必要性等から、法令違反や労働条件等のトラブル等が生じやすい。
- 深刻な人手不足の状況を踏まえ、平成31年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後も外国人労働者の増加が見込まれる。
外国人が我が国で安心して就労・定着できるよう、**特定技能外国人を含む外国人労働者の適正な雇用管理を確保するための事業主向け支援や、在留資格の特性等に着目した外国人向け支援の実施**が求められている。

※ 外国人労働者数は約172万人、外国人雇用事業所数は約27万か所（令和2年10月末現在。厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」）



外国人向け支援

共通的な就職支援

- 外国人労働者が離転職した際の職業相談を全国のハローワークにて実施。

高度外国人材・留学生等支援

- 全国ネットワークによるマッチング支援
- 就職ガイダンス・面接会等の実施
- インターンシップ・大学との連携 等

特定技能外国人支援

- 外国人が就労できる分野・業務、技能水準、日本語能力等を十分に把握した上で、職業相談を実施。

定住外国人等支援

- 通訳員、専門相談員等による職業相談
- 地方自治体と連携した取り組み
- 職場におけるコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等の知識を習得する研修を実施 等

＜ハローワークの多言語相談体制の整備＞

- ・ 通訳員の配置による円滑な職業相談
- ・ 全国全てのハローワークから利用可能な、電話による通訳支援（13か国語対応）

マッチング

都道府県労働局

- ・ 外国人雇用対策担当官
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー

ハローワーク（全国544拠点）

● 外国人雇用サービスセンター

高度外国人材に対する就職支援
（東京、愛知、大阪、福岡の4拠点）

● 留学生コーナー（新卒応援HW）

留学生等に対する就職支援（21拠点）

● 外国人雇用サービスコーナー

定住外国人等の就職支援（138拠点）

- ・ 外国人労働者専門官
- ・ 通訳員
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー 等



事業主向け支援

事業所訪問による相談・支援

- 採用や雇用管理改善等に関する相談・支援
- 外国人雇用管理指針の周知
- 多言語化等の就労環境整備に対する助成措置 等

外国人雇用管理アドバイザーによる支援

- 雇用管理面・職業生活面での相談・支援
- 在留資格変更等に関する相談・支援 等

企業向けセミナー・面接会等の実施

外国人雇用状況届出の周知・啓発

- 届出義務の適正な履行に向け、周知・啓発を実施
※事業主に外国人の雇入れ・離職の際の届出を義務づけ、把握した情報を事業所訪問等に活用している。

＜外国人雇用管理指針の整備＞

- ・ 労働関係法令等の遵守、労働条件等の外国人が理解できる方法での説明
- ・ 人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保
- ・ 社会保険への加入・周知 等
※指針を改正、平成31年4月から施行。

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンター**について、**多言語に対応するため機能を拡充。** ※第3次補正では通訳員の更なる増員を図り、窓口相談体制についても一層強化。

職業相談業務等の改善によるマッチングの促進（運用改善）

- **外国人が応募しやすい求人の開拓や改善など、職業相談を強化**することにより更なるマッチングを促進する。
※外国人雇用に前向きな企業の開拓や業務で求められるコミュニケーション能力の丁寧な確認など、好事例を全国のハローワークに普及する。

○外国人労働者について、日本人労働者と同様に雇用維持について配慮いただくよう、厚生労働大臣をはじめ厚生労働省から要請を実施(令和2年3月より数次にわたり実施)。

(これまで実施した要請)

- ・ 雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働大臣から日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会（以下「経団連等」という。）へ（令和2年3月5日、6日）】
- ・ 新規卒者等の就職・採用活動及び内定者への配慮要請【内閣官房・文科省・厚労省・経産省担当局長等から経団連等、経済同友会、全国求人情報協会、日本新聞協会、日本民間放送連盟へ（令和2年3月13日）】
- ・ 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々、並びに新卒の内定者や外国人労働者等の雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働省担当局長等から経団連等へ（令和2年3月27日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組について要請【厚生労働大臣から経団連等へ（令和2年4月10日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働大臣及び各業所管大臣から関係事業者団体へ（令和2年4月13日、14日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組について要請【厚生労働大臣から経団連等へ（令和2年7月7日、8日）】
- ・ 雇用維持等に対する配慮要請【厚生労働大臣から経団連等へ（令和3年3月3日）】

(参考) 情報発信の例①：外国人向けのリーフレット

○厚生労働省では、外国人が情報を知らないことにより不利益を受けることがないように、外国人労働者に向けたメッセージや支援策を多言語（16言語※）に翻訳したうえで情報発信している。

やさしい日本語版

かいしゃ はたら がいこくじん
会社で働いている外国人のみなさま

しんがた はたら
新型コロナウイルスのために、あなたが働いている
かいしゃ けいえい わる
会社の経営が悪くなっているかもしれません。しかし、あ
かいしゃ がいこくじん にほんじん
なたの会社は、あなたが外国人だから、あなたを日本人よ
わる あつか つぎ
りも悪く扱ってはいけません。あなたは、次の1~4のよ
き くだ
うなことに気をつけて下さい。

1. かいしゃ せきにん かいしゃ
会社の責任で、会社があなたに「会社を休みなさい」と言ったときは、
かいしゃ かね せうぎょうてい かい
会社は、あなたにお金（「休業手当」といいます。）を支払わなければなり
ません。これは、日本人と同じです。
2. にっぽんせいふ はたら かいしゃ かね じょうけん い
日本政府は、働いている人を守るために、会社にお金（「助成金」と言
います）を払います。このお金は、外国人のためにも、日本人のためにも
つかうことができます。
3. こ がっこう いまやす みになつたら、あなたが会社を休まなければならないかもしれませ
ん。あなたが会社を休んだとき、あなたは給料が出る休み（「年次有給休暇」
といひます）を使うことができます。これも、日本人と同じです。
4. かいしゃ かり やり や
会社はあなたを無理矢理辞めさせることはできません。会社があなたに
かいしゃ かり やり や
会社を辞めてほしいときは、日本人に辞めてほしいときと同じルールを守
らなければなりません。

【QRコード】

※1~4などで困ったことがあったら、近くの労働局、
労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 ハローワーク

LL020312外01

厚生労働省

生活に困っている人へ、支援があります

※2020年5月1日時点のものです。これからも新しくなります。

お金（生活するお金、会社・事業を続けるためのお金）に困っているとき

- **特別定額給付金（※呼び方が変わるかもしれません）**
2020年4月27日の「住民基本台帳」に記録がある人に、1人に10万円を給付します。
※申請の受付の開始日から3か月以内に申請してください。給付開始日は各市区町村で決定されます。 **P.3**
- **子育て世帯への臨時特別給付金（0歳～15歳の子どもがいる家庭）**
子育て世帯（0歳～15歳の子どもがいる家庭）の生活を支援します。
児童手当をもらっている世帯にお金を支給します。 **P.4**
- **緊急小口資金・総合支援資金（生活するお金の支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、仕事を休んだ人、仕事なくなった人が生活するお金で困っているとき、お金を貸します。 **P.5**
- **持続化給付金（中小事業主・個人事業主のための支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、とてもお金に困っている事業主に、事業を続けるためのお金を支給します。 **P.6**
- **実質無利子・無担保融資（個人事業主のための支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、お金に困っている個人事業主等（事業性のあるフリーランスの人も含みます）に、無担保・無利子のお金を貸します。 **P.7**
- **社会保険料等の猶予**
社会保険料、税金、公共料金等を、あとで払うことができます。 **P.8 ~11**
- **住居確保給付金（家賃の支援）**
新型コロナウイルス感染症によって、仕事をやめたり、仕事なくなったので、住む家がない人も含みます。しばらくの間、家賃と同じくらいのお金を支給します。 **P.12**
- **生活困窮者自立相談支援事業**
いろいろな問題で生活に困っている人に、その人に合う支援をします。 **P.13**
- **生活保護**
生活に困っている人が、最低限の生活ができること、自分で生活することができるように支援します
今の収入に応じて、生活するお金、住むためのお金などを支給します。 **P.14**

※16言語の内訳・・・日本語、やさしい日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

(参考) 情報発信の例②：地域コミュニティに向けた広報活動

○より多くの外国人の方にハローワークを知っていただけるよう、日系人の集住地域を中心に発行しているポルトガル語のフリーペーパーに、ハローワークの取組を伝える広告を掲載している。

【参考】日本語訳

いっしょに前へ、いっしょに明日へ

「ハローワーク」は、会社をやめたひと、新しい仕事を探しているひとを、
応援します。

○日本政府からの大切なおしらせです。

○新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事がなくなって困っていませんか？ハローワークは、国の職員が、無料で、あなたが新しい仕事を探すお手伝いをするところです。

○仕事がなくなったり、会社をやめたあと仕事が見つからなかったりしたとき、生活の心配をしないで、新しい仕事を探すことができるように、「雇用保険」からお金が出ることがあります。

○ハローワークは、全国にあります。困っていたら、まずは家の近くのハローワークにご相談ください。ポルトガル語の通訳がいるハローワークもあります。
いっしょに仕事を探しましょう。

＜ハローワークではこんなことが相談できます＞

- ・仕事の相談
- ・会社の求人の情報を得る
- ・働きたい会社への紹介
- ・雇用保険の手続き
- ・仕事さがしのサポート

＜ハローワークはこちらで探してください＞

【全国のハローワーク】<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>

【通訳がいるハローワーク】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>

＜COVID-19に関連する情報についてさらに知りたいとき＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html

厚生労働省



VAMOS EM FRENTE!
JUNTOS EM DIREÇÃO AO FUTURO!

VOCÊ QUE PERDEU OU SAIU DO SEU EMPREGO DEVIDO AO CORONAVÍRUS, A HELLO WORK PODE TE AJUDAR

Aqui na Hello Work temos uma equipe de funcionários (Intérpretes em algumas regiões) que podem ajuda-lo, gratuitamente, a encontrar um novo emprego. Se estiver passando por problemas relacionado ao emprego, temos agências da Hello Work em todo o Japão, procure a mais próxima da sua casa. Damos total assessoria para o Seguro Desemprego, um auxílio em dinheiro que o governo oferece enquanto você procura uma nova colocação.

O QUE VOCÊ PODE CONSULTAR NA HELLO WORK?



- ・Informações de OFERTAS DE EMPREGOS
- ・Suporte e apresentação à empresa que deseja trabalhar
- ・Procedimentos de SEGURO DESEMPREGO



Agências da Hello Work no Japão
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>



Hello Work com tradutores e intérpretes
<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



Mais informações sobre a covid-19
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワークにおける困窮する外国人に対する緊急対応

- 地方出入国在留管理局とハローワークが連携して、困窮する在留外国人に対して、在留諸申請手続から就職相談まで一貫した支援を行う。また、外国人が母国語や英語でも気軽に相談できるよう、**ハローワークの通訳員を増員した上で、困窮する留学生等を支援しているNPO法人等とハローワークとが連携して丁寧な就職支援**を行う。

なお、既に、令和2年11月30日に厚生労働省から出入国在留管理庁に対して協力依頼を行い、12月上旬より地方出入国在留管理局において、在留諸申請の際に、外国人にハローワークに係るリーフレットを配布し、案内する取組を開始している。また、NPO法人など外国人支援団体に対してその実情等を聞き取るなど、連携の方向性について調整している。〔厚生労働省、出入国在留管理庁〕

- 困窮する在留外国人が多数在住する地域のハローワークにおいて、十分な告知を行った上で、パートタイム求人の企業面接会を開催するなどアルバイト先とのマッチングを行い、きめ細かな就労支援を行う。

既に、**令和2年12月下旬、東京労働局において、留学生等を対象としたアルバイト面接会を開催**している。〔厚生労働省〕

- ハローワークが行う就職支援の内容について、大使館や外国人支援団体等を通じて広く周知を行う。

具体的には、ハローワークの就職支援の内容等について、**周知に前向きな外国人支援団体（在留ベトナム人の支援団体）や企業（海外送金事業者）に対して協力依頼**を行ったほか、**各国大使館に対しても周知を行っている**。〔厚生労働省〕

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける留学生への就職支援

特定非営利活動法人 国際留学生協会 向学新聞留学生関連ニュース 2021年1月7日
(令和3年3月12日現在、インターネット上で公開されている内容)

ハローワーク新宿 留学生対象アルバイト面接会を開催

2020年12月24日と25日、ハローワーク新宿の主催で、留学生対象のアルバイト面接会が開催された（場所：外国人在留支援センター）。コロナ禍の影響で、アルバイトがなくなり困窮している留学生が多い状況を受けて、求人企業とのマッチングの機会を提供しようと企画されたもので、留学生を対象としたアルバイト面接会は全国で初。コロナ対策のため事前予約制で人数を絞っての開催となったが、7企業（求人数34名分）が参加し、留学生24名が参加、当日中に6名の留学生が内定を得た。

面接会の開催告知にあたっては、ハローワーク新宿の窓口やウェブサイト、近隣日本語学校への戸別訪問や、厚労省や関係省庁を通じて大学や外国人支援団体などへの周知も行った。

今回の面接会で特筆すべき点としては、普段のハローワーク新宿の利用者はほとんどが中国籍の外国人だが、窓口ではほとんど見られないベトナム出身の留学生も多数参加していたことだ。一部の留学生にとっては、ハローワークは就職活動以外は利用の機会がないと認識されていたり、相談をするには敷居が高い印象を持たれている。身近なアルバイトの問題をきっかけに敷居が下がり、仕事に関する情報収集や相談などでも、ハローワークの活用が増えることが期待される。

また、今後のアルバイト面接会の実施について、担当者は「他の地域にも、生活に困りアルバイトを探している外国人の方は多くいらっしゃる。今回の新宿での開催事例を、ニーズのある地域のハローワークとも共有し、地域ごとに適当な形式などを検討した上で、積極的に求人を紹介したい」と話す。



留学生対象アルバイト面接会の様子（写真提供：ハローワーク新宿）

ハローワーク新宿 留学生向けアルバイト面接会の概要について

1. 概要

日時：令和2年12月24日及び25日（13:30～16:30）

主催：ハローワーク新宿

場所：外国人在留支援センター（FRESC）

※事前予約制。当日は、会場にベトナム語通訳を配置。

参加者

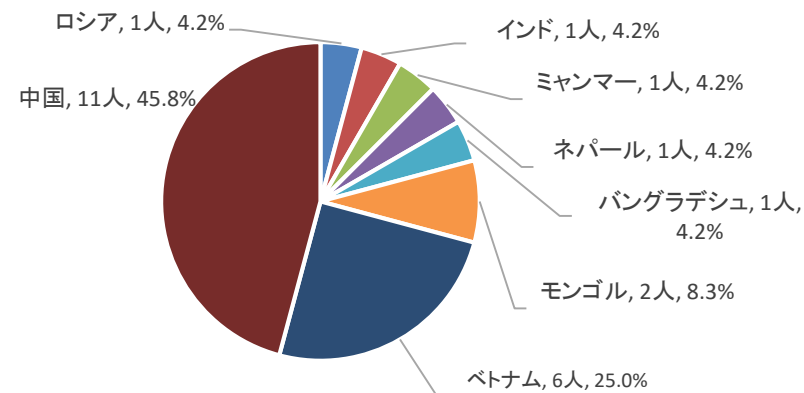
- ・企業：7企業（34人分の求人）
- ・留学生：24名（中国11、ベトナム6、モンゴル2、その他5）

⇒結果 内定を得たのは6名（7件）

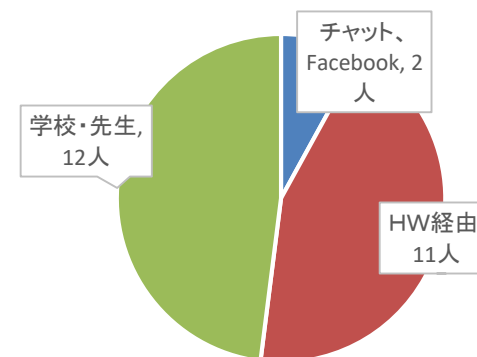
2. 事前の周知広報と実際の参加者の参加経路

周知経路	周知方法
ハローワーク新宿	ウェブサイト、窓口、近隣の日本語学校への個別訪問
地方入管局	窓口での就労許可者へのチラシの手交
ベトナム人支援団体 （在日ベトナム人団体、ベトナム人技能実習生・留学生支援NPO）、 海外送金事業者	SNS等（実際に先方に訪問し、掲載を依頼した）
大学等（文科省経由）、 日本語学校（法務省経由）	学校ウェブサイト、学内掲示、教員から留学生への直接の情報提供

○参加留学生の国籍別内訳



○実際の参加経路



※複数回答が可能なため参加人数の合計（24名）と一致しない

3. 成果及び今後の課題

- 中国、ネパールに比べハローワークを利用しないベトナムの求職者について、面接会に参加してもらうことができた。
- （面接会開催を含め）ハローワークのサービスに関する情報が到達しても、（面接会参加を含め）ハローワーク利用という行動に直結するわけではない。学校等における教員や友人の勧奨が重要。
- 面接会開催を周知広報する過程で接した元留学生（在留資格：「短期滞在」、資格外活動（週28時間就労）許可あり）の中には、日本語能力の低さに加え、自らに与えられた権利の内容（就労可能であること）、行使方法（どうすれば就職できるか）を理解していない者もいた。

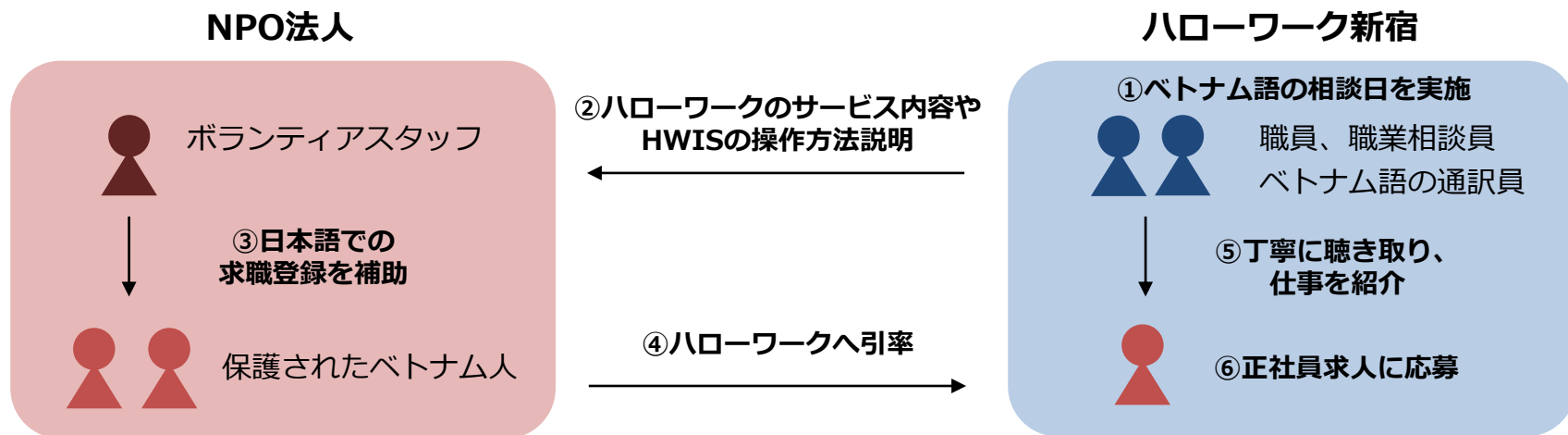
NPO法人等とハローワークとの連携事例①

○令和2年12月24日、25日に開催されたハローワーク新宿の面接会の周知を、困窮する外国人を支援するNPO法人に依頼。

○同法人からのヒアリング結果に基づき、ハローワーク新宿において以下の取組を実施。

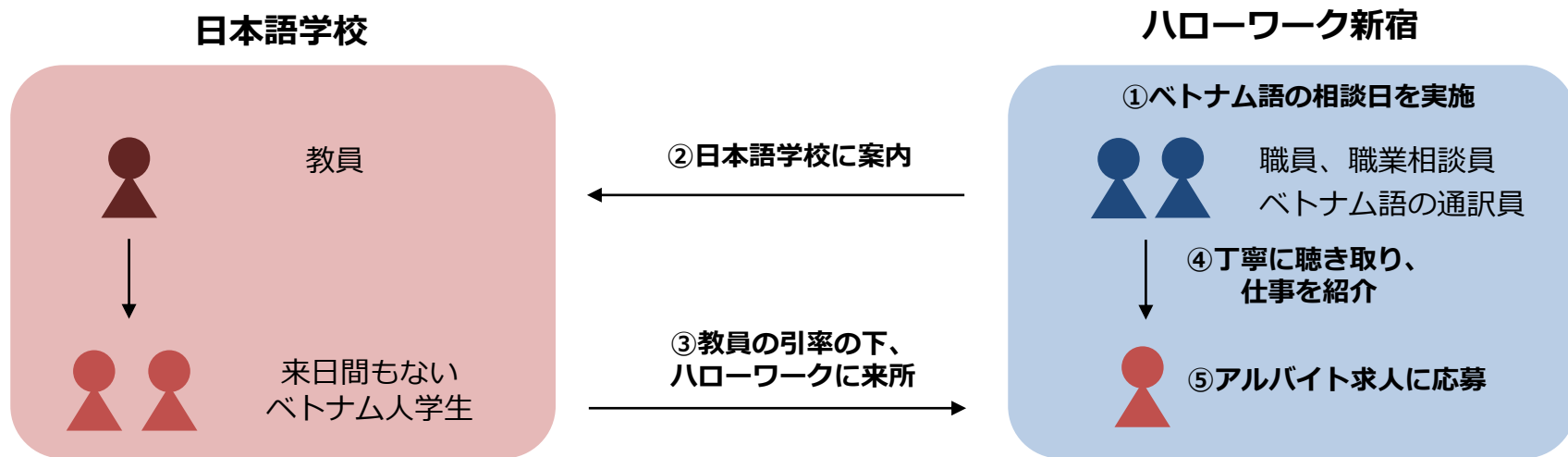
- ・ハローワーク新宿にベトナム語の通訳員を配置し、通訳員を介した相談を特定の日に試行的に実施（2週に1回・半日実施）（①）。
- ・厚労省本省職員より同法人のボランティアスタッフに対し、ハローワークのサービス内容やハローワークインターネットサービス（※）の操作方法等を説明（②）。説明を受けたスタッフが、日本語での求職登録を補助（③）。
- ・厚労省本省職員が、保護を受けていたベトナム人の方を新宿ハローワークに引率（④）。
- ・通訳を介して職員、職業相談員が丁寧に聴き取りを行い（⑤）、正社員求人に応募（⑥）。

※ハローワークインターネットサービス（HWIS）：求職の申込みや求人情報を閲覧できるオンラインサービス



NPO法人等とハローワークとの連携事例②

- ハローワーク新宿にベトナム語の通訳員を配置し、通訳員を介した相談を特定の日に試行的に実施（2週に1回・半日実施）（①）。
- ハローワーク新宿より、上記について日本語学校に案内を行う（②）。
- 案内を見た日本語学校の教員が、来日間もない外国人留学生を引率し、ハローワーク新宿に来所（③）。
- ハローワーク新宿では、通訳を介して職員、職業相談員が丁寧に聴き取りを行い（④）、アルバイト求人を紹介、応募（⑤）。



外国人労働者の雇用対策と感染防止対策の連携 (群馬労働局と群馬県庁との連携事例)

コロナ禍における連携（令和3年2月実施）

- ・群馬県知事と群馬労働局長の連名で、外国人を雇用する企業に対して「外国人労働者の適切な雇用管理及び新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について」を発出。
 - ・外国人雇用状況届出の情報に基づき（※）、外国人を雇用する県内全事業所（4,856社）に対し、上記文書に加えて、以下のリーフレットを送付。うち、労働者数500人以上の企業については直接訪問して徹底を要請。
- ①外国人労働者の雇用管理に関するリーフレット（厚労省作成）
 - ②外国人を雇用する事業主向けの職場における感染症対策チェックリスト（厚労省作成、右図参照）
 - ③感染症の防止に関するリーフレット（群馬県庁作成）

※感染拡大防止のため喫緊の対応が必要であることに鑑み、群馬県庁からの依頼に基づき、感染症法に基づく対応の範囲内に限定して提供。

（参考）雇用対策協定に基づく従来からの連携

- ・「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」による外国人材の受入れから定着までの一環したサポートの実施（令和2～4年度）
- ・外国人労働者の雇用管理体制の整備等に関する企業向けセミナーの共催
- ・集住地域における相談体制の整備

【参考】外国人雇用事業所向けの職場における 感染症対策チェックリスト

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなにより重要です。

外国人労働者の皆さんが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さまは、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語（やさしい日本語版もあります。）

▶ 各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
(厚生労働省ウェブサイト内)



「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

(参考)

- ・ 産業毎の対策事例
- ・ 諸外国における対策事例

介護雇用管理改善等計画概要

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条において「厚生労働大臣は、介護労働者の福祉増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定するものとする」と規定されていることに基づく計画

<主な内容>

第1 計画の基本的考え方

計画策定の目的:

介護労働者が生き生きとその能力を発揮して働くことができる魅力ある職場づくりを力強く支援

計画期間:令和3年度～令和8年度
(実施状況を労政審部会に報告)

第2 介護労働者の雇用の動向

雇用の動向

- ①介護職員数、②過不足状況
- ③公共職業安定所における職業紹介状況、
- ④就業形態等、⑤賃金、⑥採用・離職等の状況、
- ⑦仕事の満足度、⑧仕事の悩み・不安・不満、
- ⑨雇用管理責任者の選任状況

第3 計画の目標

1 一層の職場定着を図る

- 現状の介護職員の離職率を少なくとも維持しつつ、さらなる改善を目指す

2 雇用管理責任者の選任を促す

- 雇用管理責任者を選任した事業所の割合
全事業所の50%以上
- 雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合
受講者の所属事業所の80%以上

第4 施策の基本となるべき事項

1 雇用管理の改善

- 介護事業所における雇用管理責任者の役割の明確化
魅力ある職場づくりに向けて、介護事業所での適切な雇用管理と介護分野の特徴を踏まえた労働者の負担を軽減する取組を管理
- 雇用管理責任者を中心とした介護事業所における雇用管理改善が機能するための国と関係機関との役割
国…介護事業者雇用管理責任者講習の実施
介護労働安定センター…訪問事業の中で雇用管理責任者を中心とした介護事業所の雇用管理改善に向けて相談・助言等
- 雇用管理の改善を支援する助成金等の活用促進
- 公共職業安定所と介護労働安定センターとの連携強化
- 外国人労働者に関する雇用管理改善
- 働き方改革、ハラスメント防止対策への対応 等

2 職業能力の開発及び向上

- 介護労働安定センター等による介護労働者の能力開発
- 能力開発に関する相談援助
介護労働安定センターによるキャリア形成に関する相談援助や研修計画の作成支援等の相談援助 等

第5 その他介護労働の人材確保や福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- 人材の確保
- 処遇の改善
- 介護労働者の健康の保持・増進(メンタルヘルス、感染症対策) 等

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の 処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円（年）を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

（実績）月額平均7.5万円の改善

月額平均1.8万円の改善（令和元年度～）
月額平均1.4万円の改善（29年度～）
月額平均1.3万円の改善（27年度～）
月額平均0.6万円の改善（24年度～）
月額平均2.4万円の改善（21年度～）

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進

- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウイズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信
- 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組を情報発信

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）
- 送出国への情報発信の拡充等

建設雇用改善計画(第十次)(案)の概要

建設労働者雇用改善法第3条「建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項を定めた計画を策定するものとする」に基づき策定。

計画の背景

- ◆ 建設投資は、近年増加傾向で推移してきたが、R2年度の建設投資は6年ぶりに減少となる見通し
- ◆ 建設関連職種の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降においても、他産業と比較して引き続き高い状況
- ◆ 建設業の労働力の年齢構成は、他産業に比べて高年齢層の割合が高い一方、若年層の割合が低く、また、他産業に比べて新規学卒者の入職が少なく、定着が悪い状況は深刻化
- ◆ 重層下請構造やダンピング受注等の影響により他産業と比較して雇用環境の改善が停滞
- ◆ 人口減少や急激な少子高齢化による労働力の大幅な減少等が建設産業の持続的な発展への悪影響となるおそれ

計画の課題等

建設産業が、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全安心の確保を担う地域の守り手としての役割を担うためには、建設産業の持続的な発展が不可欠であるが、将来的に技能労働者の不足が深刻化する懸念があり、若年労働者等の確保・育成及び技能継承が極めて重要な課題

【テーマ】若者が展望をもって働ける魅力ある職場づくりの推進

【施策の最重点事項】

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承

【計画期間】令和3年度～令和7年度

基本的施策の主な内容

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

(1) 若年労働者の確保・育成

- ・若年者に対する建設業の役割・魅力の発信
- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)等の推進による担い手の確保・育成

(2) 女性労働者の活躍・定着の促進

- ・就労環境の整備、女性の入職・活躍促進

(3) 高年齢労働者の活躍の促進

- ・高年齢者雇用安定法(65歳から70歳までの就業確保措置が努力義務化)の周知

(4) ハローワークにおける支援

- ・ハローワークの「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業紹介等を実施

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(1) 安定就労の確保

- ・国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会」を踏まえ、必要な対応を実施

(2) 働き方改革の推進

- ・罰則付き時間外労働上限規制の適用(令和6年度)を見据え、働き方改革推進支援センターを活用し、長時間労働改善を推進
- ・改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」を踏まえ、長時間労働を前提とするような請負契約の締結が行われないよう、官民一体となって取り組む

建設雇用改善計画(第十次)(案)の概要

(3)賃金の改善

- ・CCUS、能力評価制度及び見える化評価制度を推進し、賃金水準改善に取り組む

(4)労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

- ・建退共について、令和3年4月より本格実施される電子申請方式の普及を推進し、制度の活用を促進する

(5)労働災害の防止

- ・高所作業時における墜落防止用保護具について、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用を徹底
- ・「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づく取組の実施

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1)事業主等の行う職業能力開発、労働者の自発的な職業能力開発の促進

(2)建設業を担う人材に対する職業訓練の実施

- ・離職者に対する公的職業訓練や、訓練の実施と就職支援をパッケージで実施

(3)熟練技能の維持・継承及び活用

(4)デジタル人材の育成

- ・建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、ニーズを踏まえ、公的職業訓練プログラムの開発・実施を推進

4 雇用改善推進体制の整備

(1)雇用改善を図るための諸条件の整備

- ・CCUS等の普及促進、新・担い手3法の業界全体への浸透

(2)建設関係助成金の活用

- ・ニーズ等を踏まえた制度の見直し、周知徹底
- ・CCUS普及促進に向けた効果的な活用

5 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

(1)事業の適正な運営の確保

(2)事業の活用促進

- ・事業の適正な活用促進を図ることを趣旨として、本制度の実態等について事業主団体等を通じて把握し、必要な見直しを検討

6 外国人労働者への対応

(1)外国人労働者の雇用管理の改善

(2)技能実習生、特定技能外国人の適正な受入れ

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を十分注視し、改正建設業法に規定された「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」などが遵守されるよう、官民一体となって取り組む

農業労働力確保緊急支援事業

【令和2年度補正予算額 4,646百万円】

<対策のポイント>

他地域の農業従事者等の**即戦力人材**や他産業従事者、学生等の**多様な人材**による**援農・就農**に必要な活動費、研修に必要な機械・設備の導入を支援することで、**新型コロナウイルス感染拡大の影響による人手不足を解消し農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成**します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業における**人手不足の解消と農業生産の維持**

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 即戦力人材による援農支援

- 他地域の農業従事者や地域の農業関係者など**農業経験を有する人材**が、**人手不足となった農業経営体において農作業を実施（援農）**する際の活動費を支援します。

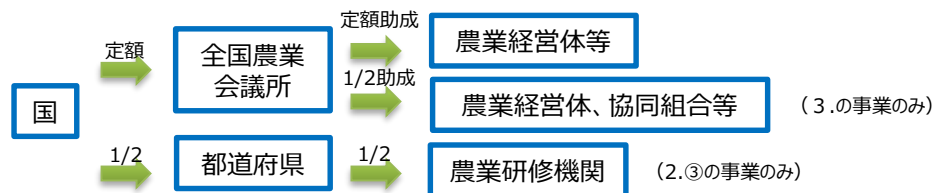
2. 多様な人材による援農・就農支援

- ① **他産業従事者や学生等の多様な人材**が**援農・就農**する際の活動費を支援します。
- ② ①の人材が、**援農・就農の前後**に研修機関や農業経営体等において**研修**を受ける際の活動費を支援します。
- ③ ①の人材を対象に、農業機械の操作方法等の指導を行う研修機関（農業大学校、農業高校等）に対し、スマート農業等の実施のための**研修用の機械・設備の導入**を支援します。

3. 国内人材の呼び込み

- 地域のJAや農業経営体等が、1及び2の人材を集めるため、**人材募集、情報発信、マッチング等**を支援します。

<事業の流れ>



即戦力人材
多様な人材

マッチング、情報発信の支援

人手不足の産地



・他地域の農業従事者
・他産業で働いている者
・学生
等



交通費、
宿泊費（住居費）
の支援



✓地域の研修機関
（学校等）



✓農業法人・農家
✓農業サービス事業者

掛かり増し労賃、
研修費、保険料
研修用機械・設備の導入
支援

人手不足の解消、農業生産の維持
将来の農業生産を支える人材育成

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

(参考) コロナ禍におけるG20諸国の対応 (OECD、ILO、IOM、UNHCR合同報告書より)

実際、G20諸国では、コロナ以降の対応として幅広い範囲で特定の施策が講じられてきた。(…)

労働者又はスキルの需要に対する迅速な対応。ほとんど分野で移住労働者の需要が減少している一方で、ある分野では実際に増加している。2020年第一四半期の国際的な労働移動の全世界的な停止のすぐ後で、いくつかの国では特定の分野、例えば農業、建設、ヘルスケア、ITメンテナンスにおける外国人労働者の重要性に気がつくことになった。

コロナ対応としてヘルスケアの提供を支援する観点から、ヘルスセクターにおける迅速な許可や幾つかのスキルに関する要件の免除を行うため、いくつかの緊急的、アドホックな対応が国又は地方政府レベルで講じられた。(…)

いくつかの重要分野で外国人労働者へのアクセスを維持するため、G20諸国によって他の方策も講じられた。これらは大きく3つのカテゴリーに分けられる。

1. 既に雇用された移住労働者の滞在期間の延長又は増加。 (…)
2. 活動していない移住者のグループに対する追加的な労働力としての活性化。 (…)
3. 特定の労働者不足を満たすための一時的な外国人労働者の入国の促進。 (…)

(出典) OECD (2020), "2020 Annual International Migration and Forced Displacement Trends and Policies Report to the G20" (邦訳、下線強調は厚生労働省)

(参考) 海外報道等

フランス（訳注：政府）は、（…）コロナ危機によって解雇された労働者に、季節労働者の不足のために畑で腐敗するままになる果物や野菜を摘む農業従事者を助けてほしいと訴えた。

（出典）REUTERS, “France eyes ‘shadow army’ of fruit pickers as coronavirus bites”, March 24, 2020（邦訳は厚生労働省）

ドイツ政府は、（訳注：農業季節労働者の不足による）労働力ギャップを埋めるために、4月、5月それぞれで失業者や学生、難民、短時間労働者を含む1万人の短期労働者の雇用を目指している。（…）1万人の国内季節労働者を雇用することに加えて、ドイツ政府は4月、5月それぞれ4万人の季節労働者の受入れを、厳しい法的かつ健康規制の下で許可する予定だ。

（出典）IOM UN IGRATION, “COVID-19: POLICIES AND IMPACT ON SEASONAL AGRICULTURAL WORKERS”, May 27, 2020（邦訳は厚生労働省）

2万1666人 v s 2437人。昨年韓国の製造企業が現場で必要だとして申し込んだ外国人労働者（非専門就業E-9ビザ）の人数に対する入国者数だ。（…）新型コロナウイルス流行の長期化で外国人材に依存してきた韓国の中小製造業者と農畜産業、漁業の人材不足は限界に達した。現場では人件費が上がったのに働く労働者を確保できず人材引き抜きが横行している。

（出典）中央日報日本語版「韓経：韓国中小企業「機械稼働できない」悲鳴…価値高まる外国人労働者「あといくらかくれる？」」, 2021年2月9日

ケベック州政府は、1900万カナダドルをIT分野（…）における労働者の教育、採用、訓練に当てる。（…）IT分野はコロナが上陸する前から既に労働力不足に苦しんでいて、6,500のポジションが埋まっていなかった。（…）労働大臣は、次の様に述べた。「パンデミックの間に、多くの若者、女性、移民が仕事を失った。」「彼らはパンデミックの間に極端に影響を受けてきた。私たちは彼らが資格を再び得るか、彼らのキャパシティを高められるようにしなければいけない。」

（出典）CBC, “Quebec government to spend \$19M on recruiting, training IT professionals”, Jan 18, 2021（邦訳は厚生労働省）

参考資料

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

> 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

> 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

(2) 生活サービス環境の改善等

> 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進
- > 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

> 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成

> 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

(4) 外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を旨とした取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢階において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

(5) 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成

- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

(6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

(7) 社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、

留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失足を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

(5) 不法滞在者等への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」に盛り込まれた主な厚生労働省関係施策

※ 令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

● 特定技能外国人のマッチング支援、試験の円滑な実施等

- 各分野（※厚労省は介護分野、ビルクリーニング分野）特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施
- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）

● 悪質な仲介事業者等の排除

- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化

生活者としての外国人に対する支援

● 暮らしやすい地域社会づくり

- 「[外国人在留支援センター](#)」（※令和2年7月設置）における外国人からの相談対応、外国人の採用・定着に向けた企業等向けセミナー等の実施
- [技能実習生、監理団体・実習実施者等に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の周知・徹底](#)
- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備（電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、患者受入れマニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等）、地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置
- 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応の促進

● 外国人の子どもに係る対策

- 母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について、自治体へ周知
- 市町村や保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応についての取組事例の収集・好事例の横展開

● 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- [大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化](#)

● 適正な労働環境等の確保、社会保険の加入促進等

- 労働局、労働基準監督署、ハローワークにおける多言語（14か国語）での相談対応・就職支援等の実施
- [多言語・「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化](#)
- [新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談支援体制の強化](#)
- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

新たな在留管理体制の構築

● 技能実習制度の更なる円滑化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための技能実習生に対する積極的な広報活動の実施

外国人雇用状況の届出制度

届出制度の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域

⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（※）、⑨雇入れ又は離職年月日

⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など （※）令和2年3月1日から在留カード番号を届出事項に追加

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

■外国人雇用管理指針とは

- ・外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだもの（平成19年策定）。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）が外国人を雇用する事業所を訪問する際は、この指針に基づき、必要な助言・指導を行っている。

■平成31年4月の見直し

- ・外国人労働者が年々増加する中、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（※）において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたことや、近年の労働関係法令の改正の内容等を反映するため、改正を行った。

※ 平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（旧雇用対策法）

- 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない（第7条）。
- 厚生労働大臣は、前条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする（第8条）。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）の主な内容

■労働関係法令（※1）及び社会保険関係法令（※2）上の義務として遵守すべき事項

（※1）職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法 等 （※2）雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法等

■雇用管理の改善のために努めるべき事項（★は、平成31年4月の見直しにより新たに盛り込んだもの。）

- 労働条件** 賃金、労働時間等主要な労働条件等について、母国語等、外国人が理解できる方法で明示・説明するよう努める。（★）
- 安全衛生** 労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人が理解できる方法で行うよう努める。
- 保険適用** 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人が理解できる用法により周知に努める。
- 人事管理** 社内規程等の多言語化など、職場における円滑なコミュニケーションのための環境整備に努める。（★）
 - 外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置など、生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努める。（★）
 - 外国人労働者が一時帰国を希望する場合には、休暇の取得への配慮その他必要な援助を行うよう努める。（★）

■在留資格に応じて留意すべき事項（出入国管理及び難民認定法等による義務）

（例）特定技能外国人に関する必要な届出・支援の適正な実施、資格外活動許可を得た留学生の就労時間の原則週28時間以内の制限等

新型コロナウイルス感染症の影響下での在留資格の取扱いの変遷について

取扱いの変遷

現行の取扱い

法務省関連HP

帰国困難な留学生

2月28日～
「短期滞在
(30日)」

4月3日～
「短期滞在
(90日)」

5月21日～
「特定活動(6か月・就労可)」
週28時間以内のアルバイト可
対象: 2020年に教育機関を卒業
した帰国困難者

10月19日～

「特定活動(6か月・就労可)」
週28時間以内のアルバイト可
対象: 「留学」の在留資格を有していた
帰国困難者(卒業の時期や有無を問わない)



帰国困難な技能実習生で
あって、要件に合致する
就職先の内定があるとき

2月28日～
「特定活動
(30日・就労可)」
対象: 技能実習修了後、実習と同一
の業務・機関で就
労する帰国困難者

4月3日～
「特定活動
(3か月・就労可)」
対象: 技能実習修了後、実習と同一
の業務・機関で就
労する帰国困難者

4月27日～
「特定活動
(3か月・就労可)」
対象: 技能実習修了後、実習と同一
の業務、同一又は
異なる機関で就労
する帰国困難者

5月21日～
「特定活動
(6か月・就労可)」
対象: 技能実習修了後、実習と同一
の業務、同一又は
異なる機関で就労
する帰国困難者

8月12日～

「特定活動(6か月・就労可)」
対象: 技能実習修了後、実習と関係
する業務、同一又は異なる機関で就
労する帰国困難者



コロナの影響で
・解雇等された技能実習生、
・帰国困難な技能実習生、
・解雇等された就労系資格者、
・内定取り消しをされた留学生等
であって、要件に合致する就職先
の内定があるとき

4月20日～

「特定活動(最大1年・就労可)」
対象: 解雇等された技能実習生等
で、特定産業14分野で就労する者

9月7日～

「特定活動(最大1年・就労可)」
対象: 解雇等された又は実習を修了
し、帰国困難な技能実習生等で、特
定産業14分野で就労する者



帰国困難な技能実習生であって、
上記の内定がなく、生計が困難な
場合に、アルバイトを行うとき

2月28日～

「短期滞在
(30日)」

4月3日～

「短期滞在
(90日)」

5月21日～

「特定活動(6か月・
就労不可)」

12月1日～

「特定活動(6か月・就労不可)」
**要件(※)を満たせば、週28時間以内
の資格外活動(アルバイト)が可能**



短期滞在者
(観光等、上記の区分に当
てはまらないもの)

2月28日～

「短期滞在
(30日)」

4月3日～

「短期滞在
(90日)」

12月1日～

「短期滞在(90日)」
**要件(※)を満たせば、週28時間以内
の資格外活動(アルバイト)が可能**



<上記の在留資格、在留期間の基本的な見方>

●基本 「短期滞在(90日)」
↓
在留資格 在留期間

●特定活動の場合 「特定活動(6か月・就労可)」
↓
在留資格 在留期間 「指定書」により就労が
認められているかどうか

※①現在有している在留資格で就労ができないこと
②帰国が困難であること
③在日親族や所属機関からの支援が見込まれない場合
など、帰国するまでの生計維持が困難であること。